

『かわさきエコドライブシンポジウム 2009（仮称）』の企画公募について

独立行政法人環境再生保全機構では、『かわさきエコドライブシンポジウム 2009（仮称）』を実施いたします。

つきましては、今回、業務を請負う業者の選定のため企画書を公募します。請負を希望する業者は、以下の募集要領に基づき、平成 20 年 12 月 24 日（水）までに企画書等を提出してください。

平成 20 年 12 月 11 日
独立行政法人 環境再生保全機構
予防事業部環境改善課

『かわさきエコドライブシンポジウム 2009（仮称）』の企画募集要領

1. 目的

当機構の実施する「エコドライブコンテスト」の成果を元に、事業所の行うエコドライブ活動の優秀事例の発表や、取り組みのヒントとなる内容のパネルディスカッションを通じて、主に川崎市内を中心とした企業に向けて発信し、今後のエコドライブ活動の普及につなげることを目的とします。なお、このシンポジウムは、川崎市が中心となって行う『川崎国際環境技術展』の関連イベントとして実施する予定であります。

2. 企画書及び見積書上の記載事項

基本仕様書（3.（1）資料配付場所にて配布）を参考にして、以下の各事項等について企画書及び見積書を作成して下さい。なお、本件発注に係る予算は450万円（消費税含む。）を予定していますので、これを目安に見積書を作成して下さい。

- （1）スケジュール
- （2）運営体制、組織体制
- （3）『かわさきエコドライブシンポジウム2009（仮称）』の展開内容
- （4）告知方法等
- （5）その他、運営等に必要と思われる事項

3. 問い合わせ、事業概要・基本仕様書の資料配付場所及び配布期間

（1）問い合わせ先、資料配付場所

独立行政法人 環境再生保全機構

予防事業部環境改善課 担当：小林・堀越

（所在地）〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎8F

（電 話） 044-520-9567

（F A X） 044-520-2134

(2) 資料配布期間

平成20年12月24日（水）までの次の時間帯とします。（土曜日、日曜日を除く。）

午前10：00から12：00まで

午後 1：30から 5：00まで

(3) 説明会開催日時

平成20年12月17日（水） 11：00～ 環境再生保全機構第1会議室

4. 提出資料、提出期限、提出場所

(1) 提出資料

以下の資料を各2部提出して下さい。資料は、(3)提出場所へ持参するか郵送して下さい。郵送の場合も、提出期限内に提出場所へ必着とします。

①企画書及び見積書（項目毎に経費明細書を添付して下さい。見積額には消費税を含みます。）

②過去の主な広告活動実績（本キャンペーンに類似する広報活動）

③会社概要（御社へ本業務を請負する場合の利点などあれば明記して下さい。）

(2) 提出期限

平成20年12月24日（水）までの次の時間帯とします。（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前10：00から12：00まで

午後 1：30から 5：00まで

(3) 提出場所

独立行政法人 環境再生保全機構

予防事業部環境改善課 担当：小林・堀越

（所在地）〒212-8554 川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎8F

（電 話） 044-520-9567

（F A X） 044-520-2134

(4) 審査会

審査に当たっては、提出された企画書について各社から15分程度のプレゼンテーションを実施して頂きます。なお、審査会の日時・場所は後日連絡いたします。

5. 企画にあたっての留意事項

(1) 講演者については、基本的に機構から依頼するが、その後の講演内容に関する打ち合わせ等は事務局を中心にセッティングする。よって、エコドライブに関する有識者である講演者との密な連絡調整が必要であるため、それに対応可能な実施体制が必要である。

(2) シンポジウムの大枠は仕様書に記載のとおりとするが、よりシンポジウムが有意義なものとなるよう、積極的に提案していただきたい。

6. 請負業者決定方法（予定）

・一次審査 平成20年12月下旬

・最終審査 平成21年 1月上旬

（一次審査として提出資料による書類審査を行います。一次審査を通過した業者は、最終

審査(プレゼンテーション形式)を行います。)

・業者決定 平成21年 1月上旬

7. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 企画書等提出物に、記載事項の不備があった者は失格とします。

(3) 採用、不採用については個別に連絡します。

以上

(案3)

『かわさきエコドライブシンポジウム2009（仮称）』の業者選定について

公募により提出された企画書を基に、以下の方式により、業者選定を行う。

1. 選定委員会

提出された企画書を公正に審査し、業者を選定するため、別添1のとおり「かわさきエコドライブシンポジウム2009（仮称）業者選定委員会」（以下、選定委員会という。）を組織し、当該業務に最も適した業者を選定する。

2. 選定の基準及び方法

(1) 選定基準

別添2のとおり

(2) 選定方法

提出された企画書を「提出企画書一覧」（別紙様式1）にまとめ、以下の方式で当該業務に適した業者を選定する。

① 企画書募集要領に沿って応募のあった企画書について、予防事業部環境改善課により別添2の選定基準に基づき審査を行なう（一次審査）。一次審査を通過する企画は3企画程度を想定している。

② 一次審査を通過した企画については、選定委員会のメンバーに対して、各業者が企画書に基づきプレゼンテーションを実施し、その内容について別添2の選定基準に基づき審査する。

③ 選定委員会において、審査対象となる企画書に関する提案業者からのプレゼンテーション審査の結果に加え、一次審査の結果、過去の活動実績、見積価格等を踏まえて、最も優れた企画書を選定し、請負業者を決定する。

以上

『かわさきエコドライブシンポジウム2009（仮称）』業者選定委員会設置要綱

1. 目的

『かわさきエコドライブシンポジウム2009（仮称）』の請負業者を適切に選定するため、『かわさきエコドライブシンポジウム2009（仮称）』業者選定委員会（以下、選定委員会という。）を設置する。

2. 所掌事務

選定委員会は、『かわさきエコドライブシンポジウム2009（仮称）』の企画書募集要領に基づき応募があった企画書、見積書その他の提出資料を評価して、請負業者を決定するものとする。

3. 選定委員会メンバー

選定委員会は、以下のメンバーで構成される。

- 委員長 環境再生保全機構 予防事業部長
- 委員 独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境改善課長
- 独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境保健課長
- 独立行政法人環境再生保全機構予防事業部管理課長
- 独立行政法人環境再生保全機構予防事業部環境改善課主任専門役
- 独立行政法人環境再生保全機構経理部経理課長

※ 上記以外の者についても必要に応じて委員長により指名することができるものとする。

※ プレゼンテーション開催時に委員長不在の時は、プレゼンテーションの運営を副委員長が行い、その結果を委員長に報告する。

4. 運営方法

『かわさきエコドライブシンポジウム 2009（仮称）』に係る企画書募集要領に基づき応募があった企画書について、環境改善課において選定評価基準に基づき一次審査を行う。一次審査において高得点を獲得した企画書上位3点程度について、選定委員会が、審査対象となる企画書に関する提案業者からのプレゼンテーションに加え、一次審査の結果、過去の製作実績、見積価格等を踏まえて、最も優れた企画書を選定し、委員長の決定をもって最終決定とする。

5. 庶務

選定委員会の庶務は、環境再生保全機構予防事業部環境改善課において処理する。

6. 委任

この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

『かわさきエコドライブシンポジウム2009（仮称）』業者選定基準

1. 本事業の目的を理解しているか
2. 広報ルートは計画的、かつ効果のある提案となっているか
3. パネルディスカッションの司会及びその他キャストの起用は、内容にあったものとなっているか
4. エコドライブに関して専門家である講演者や関係機関との連絡調整がスムーズに行える実施体制が構築されているか
5. スケジュール、及び経費は適切か
6. プラス要素及びマイナス要素となる、他に特筆すべきことがあるか

提出企画書一覧

番号	提出日	企画書提出者名	連絡先	見積金額	審査結果
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

企 画 書 の 審 査 表

(企画書番号：) (企画書を提案した業者名：)

番号	審査項目	点数 (1～5点)
1	本事業の目的を理解しているか コメント.....	
2	広報ルートは計画的、かつ効果のある提案となっているか コメント.....	
3	パネルディスカッションの司会及びその他キャストの起用は、内容にあったものとなっているか コメント.....	
4	エコドライブに関して専門家である講演者や関係機関との連絡調整がスムーズに行える実施体制が構築されているか コメント.....	
5	スケジュール、及び経費は適切か コメント.....	
6	プラス要素及びマイナス要素となる、他に特筆すべきことがあるか ※特筆すべきことが特にない場合は3点、プラス要素の場合は4点または5点、マイナス要素の場合は2点または1点を配点してください。 コメント.....	
合計点		

【総合コメント】

(注) 各審査項目ごとの配点の基準は次のとおり。

- 優れている..... 5点
- やや優れている..... 4点
- 普通..... 3点
- やや劣っている..... 2点
- 劣っている..... 1点

合計点 氏名

仕様書

1. 事業の名称

かわさきエコドライブシンポジウム 2009（仮称）

2. 事業の趣旨及び目的

当機構の実施する「エコドライブコンテスト」の成果を元に、事業所の行うエコドライブ活動の優秀事例の発表や、取り組みのヒントとなる内容のパネルディスカッションを通じて、主に川崎市内を中心とした企業に向けて発信し、今後のエコドライブ活動の普及につなげることを目的とする。なお、このシンポジウムは、川崎市が中心となって行う『川崎国際環境技術展』の関連イベントとして実施する予定である。

3. 開催日時（予定）

平成 21 年 2 月 17 日（火） 14：00～17：00

4. 開催会場

ラゾーナ川崎プラザソル（川崎市川崎区堀川町 2-1 ラゾーナ川崎プラザ 5F）

5. 主催

独立行政法人環境再生保全機構

6. 後援（予定）

かわさきエコドライブ推進協議会 等

7. 業務の範囲

シンポジウムの実施概要については、別紙 2 による。

(1) 『かわさきエコドライブシンポジウム 2009（仮称）』事務局の設置

問合せ及び参加申込みの受付等を行う。また本シンポジウム実施に係る運営、会場（ラゾーナ川崎プラザソル、（財）川崎文化財団が運営）との連絡・調整を行う。

(2) 講演者等の手配

シンポジウムの基本コンセプトや各講演の内容については、当機構より講演者に対して依頼・手配するが、以降の連絡調整及び出演料等の支払いは事務局が行う。

また、パネルディスカッションの女性司会者（さらに追加提案があればその人物）については、企画提案に基づき、請負業者から手配する。

なお司会者は、パネルディスカッション中に司会進行のみを行う予定だが、エコドライブによる燃費改善や事故数の低減など経済や身近な環境保全に関する内容を含むことから、これらの話題に対してコメントができる人物であることが望ましい。

(3) 実施広報、及び参加者事前集約

会場（ラゾーナ川崎プラザソル）は、シアター形式で約 210 名を収容できる。なるべく多く来場いただくため、シンポジウム事前広報を展開するほか、参加者の事前集約を事務局が中心となって行う。

①チラシ作成

申込用紙を兼ねた A 4 判チラシ（両面）を 2,000 枚程度作成する。広報手段は、

川崎市やかわさきエコドライブ推進協議会メンバー等を通じて行うこととし、機構とともに配布に関する調整を図る。

② (財) 神奈川県トラック協会会報への掲載

(財) 神奈川県トラック協会会員企業約 2,300 社に向けた 2 月号会報 (2 月 1 日 発送) への掲載に向け、チラシ内容を元に A 4 版 1 ページ程度でデータを作成し、協会と掲載のための連絡調整を行う。

③ その他

その他、川崎市内、神奈川県内及びその周辺に所在のある企業を中心に、集客のための広報を提案いただく。

(4) 主催、後援団体及び関係機関との連絡調整

(3) に示したとおり、参加者募集及び集約等において、後援団体や関係機関と連絡調整を密に図る。

(5) 当日資料の調整、作成

事前に受け取った当日講演資料は、そのまま体裁を整えた上で当日資料として来場者に配布する。当日資料は、内容確認を当機構で行った上で印刷する。

(6) 当日の会場運営一式

当日来場者の誘導、講演者のアテンド、司会運営、照明音響操作、及びパワーポイントの操作等、一連の当日会場運営を行う。なお、会場手配は当機構が行っており、本事業の経費には見込まない。

(7) 来場者に対するアンケート調査

シンポジウムの満足度に関する来場者アンケートを実施し、実施報告書とともに取りまとめ後に提出する。

(8) 実施報告書の提出

シンポジウム終了後すみやかに実施結果報告書 3 部を作成し提出する。

(入場者数、アンケート集計、記録写真、台本、運営マニュアルその他)

8. 実施に当たっての留意事項

(1) 会場として使用する「ラゾーナ川崎プラザソル」は、大規模商業施設内に立地しており、原則として商業施設エリアや駅への通路等に看板の設置や係員による誘導や誘引はできない。シンポジウムの趣旨から、任意で通行人等への参加誘引を図るものではないため、そのような企画を盛り込まないこと。

(2) 来場者は 200 人程度を想定しており、希望多数の場合は先着受付にする。

(3) シンポジウム終了後の装飾物等の撤去及び会場内の清掃を行う。

9. その他

この実施要領に定めのない事項については、独立行政法人環境再生保全機構と請負業者との間で協議して定めるものとする。

なお、本イベント実施に必要な物品等の調達に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、可能な限り、環境負荷の低減に資する環境物品等の調達を行うこととする。

また、印刷物制作に関しては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく、環境物品の調達の推進に関する基本方針（平成20年2月閣議決定）に定める19-2「印刷（1）品目及び判断の基準等」（別紙3参照）に従うものとする。

川崎国際環境技術展併設イベント

「エコドライブシンポジウム」の実施について（案）

1. 目的

当機構の実施する「エコドライブコンテスト」の成果を元に、事業所を行うエコドライブ活動の優秀事例の発表や、取り組みのヒントとなる内容のパネルディスカッションを通じて、主に川崎市内を中心とした企業に向けて発信し、今後のエコドライブ活動の普及につなげることを目的とします。なお、このシンポジウムは、川崎市が中心となつて行う『川崎国際環境技術展』の関連イベントとして実施する予定です。

2. 主催等（仮）

主催：（独）環境再生保全機構

共催：川崎市

後援：かわさきエコドライブ推進協議会

※ 神奈川県トラック協会様等にも打診する予定

3. 日時

平成 21 年 2 月 17 日（火） 14:00 ～ 17:00（のうち、2～2.5 時間程度）

4. 来場人数

200 名程度を想定

5. 会場（予定）

ラゾーナ川崎プラザソル（川崎市川崎区堀川町 2-1 ラゾーナ川崎プラザ 5F）

6. プログラム（案）

（1）開会のあいさつ（5 分）

独立行政法人環境再生保全機構

川崎市環境局環境対策部

（2）基調講演（30 分程度）

題 未定

早稲田大学理工学術院教授 大聖泰弘 氏

（3）エコドライブ活動事例紹介（15 分程度）

平成 20 年度エコドライブコンテスト環境大臣賞受賞 ㈱ダイコー商運

（4）休憩（10 分程度）

（5）パネルディスカッション（60 分程度）

「エコドライブの実践効果と活動普及の必要性（仮題）」

・早稲田大学理工学術院教授 大聖泰弘 氏 （依頼済）

・日本EVクラブ 代表 館内端 氏 （依頼済）

・ダイコー商運 代表取締役 平田正文 氏 （予定・調整中）

・（財）神奈川県トラック協会 （予定・調整中）

・女性司会 （未定・企画募集による提案）

・その他 （企画提案があれば採用検討）

（6）閉会のあいさつ（5 分）

未定

19-2 印刷

(1) 品目及び判断の基準等

印刷	<p>【判断の基準】</p> <p>①印刷用紙に係る判断の基準（紙類参照）を満たす用紙が使用されていること。ただし、冊子形状のものについては表紙を除くものとし、紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</p> <p>②古紙再生の阻害要因となる次に掲げる材料等が使用されていないこと。ただし、印刷物の目的から冊子形状のものの表紙にやむを得ず次に掲げる材料等が使用されている場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホットメルト接着剤（難細裂化改良EVA系ホットメルト接着剤、ポリウレタン系ホットメルト接着剤及び水溶性ホットメルト接着剤を除く。） ・プラスチック類（紙のコーティング又はラミネートに使用するものを除く。） ・布類、不織布 ・樹脂含浸紙（水溶性のものを除く。）、硫酸紙、捺染紙、感熱性発泡紙（点字印刷に用いる場合を除く。）、合成紙、インディアペーパー ・UVインキ（フォーム印刷に用いる場合又はハイブリッドUVインキを除く。）、発泡インキ（点字印刷に用いる場合を除く。）、金・銀・パールインキ（オフセット用のものを除く。）、 ・立体印刷物（印刷物にレンチキュラーレンズを貼り合わせたもの。） ・芳香付録品（芳香剤、香水、口紅等） <p>③オフセット印刷については、芳香族成分が1%以下の溶剤（動植物油系等の溶剤を含む。）のみを用いる印刷用インキが使用されていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制されていること。</p> <p>②古紙再生の阻害要因となる次に掲げる材料等の使用が可能な限り抑</p>
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>制されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カーボン紙、ノーカーボン紙 ・ビニル又はポリエチレン等のラミネート紙 ・感熱紙、芳香紙、色紙 <p>③原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等（GTP、DDCP方式の採用等）により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。</p> <p>④製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。</p> <p>⑥紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「印刷」は、紙製の報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷とする。

2 「芳香族成分」とは、JIS K2536に規定されている石油製品の成分試験法をインキ溶剤に準用して検出される芳香族炭化水素化合物をいう。

3 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

(2) 目標の立て方

当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める基準を満たす印刷の件数の割合とする。